消費税　所得税
市府民税

税金 払えていますか？

ひとりで悩まずに民商にご相談を！

税金が払えなくなったときの対処法

納税者の権利として、「納税の猶予・徴収の猶予」「換価の猶予」「滞納処分の停止」「延滞税免除」などの制度があります。また、「分割納付」もできます。ひとりで悩まないで、早めに民商にご相談ください。

督促状は放置しないで

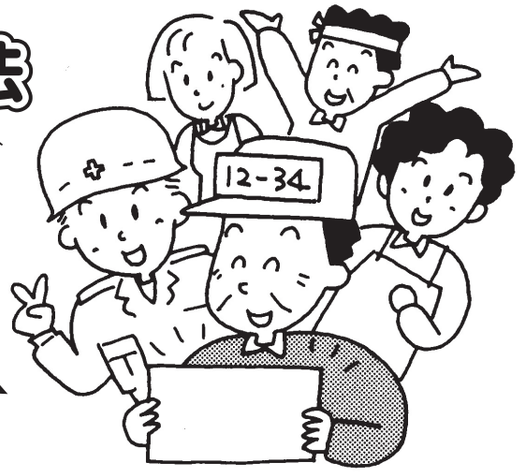

こんなとき「納税緩和措置」が受けられます

①災害・病気・不渡り・貸し倒れ等
②事業の休止・著しい損失
③1年以上前の課税（修正申告など）
④業績不振などの資金難（納税の誠意あり）
⑤納税不能状態で財産なし

こうして解決・民商の実績

■消費税と源泉所得税で約300万円を滞納。税務署から売掛金の差し押さえを通告され、民商といっしょに税務署交渉し通告を解除させ、払える税金で分割納付に。（旭区・建設業）

■消費税と所得税に延滞税を合わせて127万円を滞納。分割納付をつづけている途中、いきなり税務署が店舗を差し押さえ。民商とともに粘り強く交渉の結果「納税の猶予」を認めさせ毎月5万円の納付で延滞税も年4.5%、差し押さえも解除に。（住吉区・日本そば）

税金・融資・開業・国保のご相談はお近くの民商へ

0120-22-0000
（AM10時から受付）

詳しくはwebで　民商おおさか　ウェブ検索

税金・経営・金融の情報いっぱい「全国商工新聞」月500円

緊急融資　借りて商売をつづけよう

無担保・無保証人　別枠
8000万円まで　金利1.4%

朗報! 返済期間が10年（現行7年）、運転資金の据置期間が1年に延長（現行:運転6ヵ月、設備1年以内）（大阪府緊急経営対策資金）

※申し込みには一定の条件が必要です。また、「融資手続代行」と称して手数料を取る悪質仲介業者（団体）にご注意を。民商は手数料はいっさい必要ありません。

国保減免　高い国保料は軽減しよう

保険証は全員交付があたりまえ

「国保証を取り戻そう」「払える国保料にしよう」――民商の運動が広がり、政府は「成人であっても病気など特別な事情があれば国保証を発行できる」と閣議決定しました。また、高くて払えない国保料は減免制度にしたがって減免できます。

特別加入　事業主も家族従業員も入れて安心 労働保険は民商の事務組合へ

民商の事務組合なら3つのメリットがあります。

①事業主および家族従業員も労災保険に加入OK。
②労働保険料を年3回に分割納付が可能。
③事業主自身の事務処理が軽減され、安い費用で労力も省ける。

更新手続き 6/1～7/10